

No. 1915

2021・2・22
毎週月曜日発行

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

コロナ禍を乗り越えるため申請しましょう！

広島県頑張る飲食店応援金

申請期限：2021年3月19日(金)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少した県内の飲食店等を県と市町が応援金を支給する制度が2月15日から始まりました。

【支援額】 **三次市の場合：1店舗あたり20万円** **安芸高田市：1店舗あたり30万円**

【対象者】 ①広島県に店舗があること。 ②広島県内に本社があること。

③中小企業基本法で定義する中小企業であること。

④食品衛生上に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。

⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること。

⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」でアクリル板等パーテーションを適切に設置するなど感染予防対策を取っていること。

⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者じゃないこと。

⑧県または県から委託された者が事前通知なしに行う訪問調査に協力すること。

⑨今後も事業を継続する意思があること。

【申請書類】

◆チェックシート ◆申請書 ◆誓約書

◆売上がわかる書類 ①直近の確定申告書の写し ②令和2年12月もしくは令和3年1月の店舗別売上台帳
③前年同月の店舗別売上台帳

◆「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し

◆飛沫感染予防対策として前年と今年の対象月の事業収入(売上)が確認できる書類の写し(売上台帳など) ◆飲食店営業許可証の写し

◆法人代表者または個人事業主の本人確認書類の写し (例：運転免許証、パスポート、保険証)

◆振込先口座の通帳の写し 表紙をめくった次のページ

【申請方法】 郵送の場合 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2

頑張る飲食店応援事務局 宛

電子申請の場合 ホームページから申請

申請でわからないことがあれば民商へご相談ください。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

三次市飲食事業者支援給付金 (一部変更になりました)

申請期限：2021年3月19日(金)まで延長

【変更点】以下の条件の方が、広島県の「頑張る飲食店応援金」の受給者の場合、一律10万円支給

- 前年の事業収入(売上)が120万円以下である飲食業者
- 令和2年11月から令和3年1月に開業された市内の飲食業者 詳しくは民商までお問い合わせを。

【対象者】

- ①前年の事業収入(売上)が120万円以上あり、令和2年11月～令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較して30%以上減少している、市内の飲食店事業者(法人または個人事業主)
- ②市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主
- ③食品衛生上に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けていること
- ④広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店
- ⑤広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者
- ⑥令和元年(法人は事業年度)確定申告又は住民税申告をしている事業者

【申請に必要なもの】

- ◆申請書 ◆法人の場合は法人番号を確認できる書類 ◆飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ◆令和元年(法人は事業年度)の確定申告書又は住民税申告書の写し(収受日付印のあるもの)
- ◆振込先口座の通帳の写し(表紙を1枚めくったページ) ◆前年と今年の対象月の事業収入(売上)が確認できる書類の写し(売上台帳など) ◆「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の写し

【申請方法】 郵送で申請

【申請先】 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8-1 三次市商工観光課 宛

3・13集会と集団申告に

ついでのお知らせ

今年は、三次は3月11日(木)、高田は3月10日(水)の午前中を予定しています。班会会でお知らせしたように、集会をする場合としない場合の判断を2月24日に行うことにしています。次週のニュース以降でご案内しますので必ずご確認ください。

税務申告延長について

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言となつていながら、所得税、贈与税、消費税の令和2年分の確定申告が

申告期限・納付期限		
税 目	当 期	延 長 後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月15日(木)
贈与税	令和3年3月15日(月)	

振替日		
税 目	当 期	延 長 後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

3月15日(月)から4月15日(木)に延長されました。これに伴い、所得税及び消費税の振替納税も下記の通り延長となっています。申告期限は延長となりましたが、三次民商では3・13集会及び集団申告は3月に行いますので、決められた書き込み班会会への参加をよろしく願います。

コロナ対策にご協力ください。

●消毒と検温

●来所名簿に記載

●来所は必ず予約

をしてください。

●体調が優れない

時は来所を控える

※来訪者が増えるため、人数制限をする

場合があります。

無料法律相談

2月24日(水)
午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

春の運動会費に御協力をお願いします

毎年恒例の春の運動会費ですが、今年度は

1月分1,000円

2月分1,000円

3月分2,000円がプラスとなっています。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654